

峰崎直樹君 同僚の竹村委員に続きまして私は、宗教法人法、今回の改正案、さらには関連をいたしますいわゆる民法第三十三条、第三十四条の法人の問題について、主として税制の観点からお聞きしてみたいわけであります。

と申しますのも、この宗教法人に与えられていますいわゆる国税あるいは地方税に關します非課税措置というのは大変優遇されているというふうに思うわけであります。これはもちろん宗教法人だけではございませんで、社会福祉法人や学校法人、その他の公益法人等に適用されていることは言うまでもないわけであります。

そこで、この宗教法人というものにそのような課税上の特典というものを与えている根拠というのは一体どこにあるのだろうか、この点をまず明確にしておく必要があるかなというふうに思うわけでありまして、この点について課税庁であります大蔵大臣あるいは大蔵省、自治省、そして文部大臣等の御見解をまずお聞きしておきたいと思ひます。

国務大臣（武村正義君） 宗教法人は、我が国の法制上、数多くのその他の公益法人、社団、財団等々の法人と同じように、いわゆる公益に関する団体として位置づけられて今日に至っております。そういう意味では、公益に関する団体の中に宗教法人が入っております、全体として法人税法上も同じ扱いをいたしているということであります。

国務大臣（深谷隆司君） 宗教法人を初め公益法人等については、一般の営利法人と異なりまして、公益的な活動を本来目的としている、そのことに特に配慮して非課税措置というものが講じられているわけでございます。

宗教法人に対する地方税の課税の取り扱いにつきましては、法人住民税及び法人事業税については社会福祉法人、学校法人と同様に、公益に関する団体という位置づけで収益事業を行う場合を除いて非課税といたしております。また、固定資産税については、公益性とか公共性ということにかんがみまして、つまりその用途の特質性を考えてこれを非課税という措置にいたしているところでございます。

宗教法人について申し上げなければならないことは、専ら本来の用に供する宗教法人法第三条に規定する境内建物及び境内地に該当するものについて、宗教の教義を広める、儀式を行う、あるいは信者を教化育成するという宗教活動の公益性にかんがみて非課税になっているという点でございます、ここの部分は十分な注目が必要であると考えております。

国務大臣（島村宜伸君） 宗教法人は宗教活動を行うことを主たる目的とするものでありますが、宗教は人心を安定させ、また日本の精神文化を向上させるために重要であるとともに、神社、寺院、教会等、我が国における宗教法人の存在は国民一人一人の生活に深

く定着し、大きな役割を果たしていると考えます。このことから、宗教法人の宗教活動につきましては公益性が認められていると考えます。

峰崎直樹君 いずれも公益性という観点を強調されたわけございまして、この点はまた後で再度お尋ねしたいと思います。

私は先ほど非課税ということを強調したわけでありますが、これは諸外国、アメリカやイギリス、ドイツ、フランス等と比較しますと、どうも日本の公益法人に対する課税の方法というのは、これは非常に特殊ではないかというふうに映るわけであります。

調べてみますと、アメリカやイギリス、フランス等では免税制度ということであります。法人格を与えることと、そして法人格を与えるけれども、それに対する課税をするかどうかというのはまた別途課税庁で判断をする、こういう仕組みになっているというふうに聞いているわけでありますが、日本でもこういうやり方を、免税制度というふうと呼ぶんだそうですが、非課税から免税に変えたらどうだと、こういう意見があるわけであります。

そこで、大蔵大臣、ちょっと戦後の税制にとって大変大きな改革と言われた例のシャウブ税制のときに、日本のこのような法人、いわゆる公益法人に対する税制のあり方について、宗教法人ももちろんその中に含むわけでありますが、そのあり方についてどのような提案がなされ、それについて課税当局はどのような判断をされたのか、その点をお聞きしたいと思います。

政府委員（薄井信明君） お答え申し上げます。

御指摘の昭和二十四年、たしか九月だったと思いますが、シャウブ勧告がございまして、これに基づきまして昭和二十五年の税制改正が行われているわけございまして。シャウブ勧告におきましては、公益法人課税に関しましては、従来の公益法人に対する非課税制度を大蔵大臣の免税承認制度にすべきであるという内容の勧告があったわけございまして。

それをどういう形で対応したかということをお申し上げますと、実際問題として、大蔵大臣がすべての公益法人について個々にその事業内容を審査することには無理がある。また、日本の場合には各省庁がそれぞれの役割を果たしているということで対応できる。他方、シャウブ勧告とアメリカ税制は直接関係ありませんが、アメリカでは連邦制をとっておりまして、この種の仕事につきましては、統一的にはIRSというところが適当であるという考え方がベースにあったのかと思いますが、我が国ではその必要がないということで、昭和二十五年の法人税法の改正におきましては、現在の個別審査方式は採用せずに現在の方式を採用したわけございまして。

峰崎直樹君 今お聞きしておりますと、要するに省庁で、それぞれ所轄庁があるから所轄庁で、それぞれの公益法人が公益に従ってやっておるということがある意味ではチェックされるからそこでやればいいたと、こういう話だったわけです。

そうすると、先日来ずっとお聞きしていると、文部大臣がおっしゃっているように、とてもそれはもう掌握し切れなかったんだということになると、この宗教法人に与えた公益、いわゆる公益法人としての公益性があるという意味での宗教法人に与えたある意味では税制上の優遇措置というのは、本当はもっとじっくり議論されてしかるべきだったんだろうと。

私は、実は当委員会に参考人の問題が出ておりますけれども、ぜひ参考人を呼んでいただきたいと思うのは、それは税法学者を呼んでいただきたいんです。と申しますのは、税法をやられた方々は大抵この宗教法人法に対しては、本当に今の宗教法人法がいかに問題があるかということを知る指摘をされます。しかも、大変それがもっともな私は意見が多いと思うんです。その意味でそのことを、当委員会にお呼びするように私もぜひお願いをしたいというふうに思います。

具体的に固有名詞で言いますと、私も、朝日大学の石村先生、この種のことでは大変ベテランでございますから、そういう方あたりがいいんじゃないだろうかというふうに我が党を通じて要請をしたりしておりますので、この点もよろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

さてそこで、経済企画庁にお聞きしたらいいのでしょうか。実は、去年の今ぐらいのときから私ども与党の中で、あるいは新進党にもそういう動きがあり、今回法案が提案をされたというふうに聞いておりますが、NPO、余り聞きなれない言葉であります、非営利団体に対して法人格を与える法案をつくらうということで、我々も随分議論をして、今、与党三党ようやくある段階までまとまりつつあるわけでございますが、まだ法案にまでは至っておりません。早急に法案を準備したいと思っております。

さて、阪神大震災の際に、いわゆるボランティア活動に対する、これを支援していくために十八省庁が集まって議論をされたやに聞いておりますが、その十八省庁で取りまとめられたものの中の、いわゆるこういうボランティアとかNPOと言われているようなものの法人格と税制の関係について、どのような整理が政府段階ではされているのか、この点をお聞きしたいと思います。

政府委員（坂本導聰君） 委員御指摘のように、二月以降十八省庁で検討を進めてまいりました。まだ最終結論を得ているわけではございませんが、現在までの検討結果によりますと、法人格と、それとそれに伴う税制上の措置は一応切り離したものとして考えまして、法人格についてはできるだけ簡易な手続で法人格が取得できるようにする。ただしその場合も、一たび制度ができると時用されるおそれがあるのでその防止措置を講ずる、これが第一番目です。その次に、さらにその団体がより一層公益性のある活動をするという場合に税制上の措置等も含めた支援措置を講じていくことを検討する、こういう内容のものを考えております。

峰崎直樹君 これは法務省に実は事前にお話をしていなかったんですが、私どもが、いわゆる市民団体が活動することに法人格を与えようとするときに、大変論議をしたのは、今お話がありました、簡単にできる限り法人格を与えようじゃないかということでいろいろ議論をいたしました。

その中に、認可とか許可だとかあるいは認証だとか確認だとか届け出だとかいろいろ出ているのでありますが、これは事前にお話をしていなかったので、法務省、準備されているかどうかわかりませんが、その一番簡単な方法というのは一体順番に並べるとどういう順番に並ぶのでしょうか。これおわかりでしょうか。法務省はお見えになっておりますか。

じゃ、大臣、恐縮でございます。

国務大臣（宮澤弘君） 大変恐縮でございますが、御通告がございませんで、かなり専門的な御質問でございますので、必要であれば後刻また御連絡を申し上げたいと思います。

峰崎直樹君 ちょっと私の手違いといいますが、お話ししておけばよかったなと思ったんですが、しかし、いずれにせよこの認証というのは宗教法人法で出ておりますが、これは先ほど来の答弁を聞いておりますと比較的簡単にとれるということのようでございますね。

そうすると、NPO、私たちの言葉ではNPO、NGOと言っているんですが、そういう新しい市民団体が法人格をとることについて比較的簡単にさせようということと、しかし、それは簡単であるがゆえにその後の公益という判断においては大変厳しい判断が伴いますよということを実は政府はおっしゃっているわけでございます。

そうすると、この宗教法人法に関して、認証という形で比較的とりやすくしていると。と同時に、実は公益という問題もあわせてもう既にこの認可した段階というか認証した段階でそういう効果が生じているわけでございますね。

それはどうしてそういうふうになっておるのか。これは宗教法人の由来みたいなものと絡むんだらうと思うんですが、文部大臣、その点はいかがなんでしょうか。

政府委員（小野元之君） 御指摘ございましたように、宗教法人法では、宗教法人としての法人格を取得するためには、所轄庁の認証を受けなければいけないわけでございます。この認証は、この委員会でも何度か御答弁申し上げておりますが、法律で定めている要件を備えているかどうかといったものを行政庁の方が審査いたしまして、所定の要件を備えているというふうに認めたときにそれを行う、その旨の判断の表示でございまして、法律学的にはいわゆる確認行為であるというふうに言われておるわけでございます。

宗教法人につきましては、そういった宗教法人となるための要件、認証ということで比較的信教の自由を尊重するという建前でできているわけでございますけれども、私どもとしては、この宗教団体、この要件の一つでございます宗教団体性の認定ということ等につ

きましては、先ほど来御答弁申し上げておりますように、その要件にきちっと該当しているかどうかを審査していくことをきちんと進めていかなければいけないというふうに考えているところでございます。

峰崎直樹君 文化庁次長、そのことは認証という言葉から認可とかそういうところにい
わゆる一步基準を上げるということなんでしょうか。

政府委員（小野元之君） 基準を上げるということではございませんで、例えば今回オ
ウムの事件でいろいろ反省点が出ておるわけでございます。認証する時点でオウムの場合
はそのことがはっきりわからなかったわけでございますけれども、認証の時点で明確に公
共の福祉に反することが明らかである、著しく反しておるということがわかっておれば、
それはいかに宗教団体性を備え、手続も備えて、規則も法律に合致しておりますても、そ
ういったものについては認証すべきではないということをごきちんと進めていかなければい
けないと思うわけでございます。これは認証の性格を変えるわけではございませんけれど
も、今回の事件等にかんがみましてその点を厳正に対処していく必要があるというふう
に考えているところでございます。

峰崎直樹君 このNPOという法案は恐らく来
年の通常国会等でまた議論になるだろうと思っておりますので、そこで本格的な議論をしたいと
思うんです。

きょうは法務大臣しか法務省はおられませんので、私は本当につくづく痛感をしておる
のは、いわゆる市民運動の団体の方々が何か事を起こそうとされるとどうも所轄庁が非常
にはっきりしていない分野がたくさん出ているんです。海外の医療援助をしようという人
もいれば、いやいや国内のさまざまな福祉団体の人たちを支援しようとか、もう本当に所
轄庁がまたがっていくようなものがたくさん出ておまして、本当に今の民法のいわゆる
公益法人と言われる所轄庁主義みたいなもので果たして適応できるのかどうか大変多くの
問題を持っていると思っておりますが、この点はまた別に譲っていきたいと思えます。

さて、次の論点に移していきたいわけでありましたが、先ほど公益という問題があったわ
けでございますが、昨日からの宗教法人法の中で憲法論争が起きてきているわけです。私
も税の世界に絡めてまた憲法の問題にちょっと触れてみたいわけでありましたが、憲法第二
十条及び八十九条から見て、国から特権を受けてはならない、あるいは国の方もこの宗教
団体には公金の支出をしてはならないということがこの八十九条そして二十条には明記を
されているわけでありまして。

そこでお尋ねをするわけでありまして、税法上の特典が与えられているということは、
これは隠れた補助金だというふうに私どもはとらえているわけでありまして、隠れた補助
金であるという考え方をすれば、これは実質上公金の支出に当たらないのかどうか、

この点まず明確にさせていただきたいと思いますが、これは大蔵大臣の方がよろしゅうございますか。

政府委員（薄井信明君） お答えいたします。

先ほど来御指摘のように、宗教法人は我が国の法制上数多くの財団、社団等と同様に公益に関する法人ということで位置づけられておりまして、法人税法の世界では宗教法人だけでなくほかの団体も一緒に扱っているという関係にございます。

〔委員長退席、理事松浦功君着席〕

したがいまして、御指摘の宗教法人についての税法上の取り扱いが方向として公金を支出することになっていないかという性格論の程度の問題はあろうかと思いますが、宗教法人の公益性にかんがみて他の公益法人等と同様に取り扱いしているという形でそれがなされている結果でございます。したがいまして、憲法二十条第一項の後段の国から特権を受けてはならないという規定に違反しているとは考えておりません。

峰崎直樹君 主税局長、隠れた補助金であるということについてはどうなのでしょう。

政府委員（薄井信明君） お答えいたします。

一般の営利法人との課税関係を比較いたしますと、そこには有利性がありますから、定性的に言えばおっしゃる御指摘が当たるかと思えます。

峰崎直樹君 これは決して意地悪をして言っているわけではないのであります。有力な税法学者の中に、このように隠れた補助金を支出するということは、これは憲法違反にも値すると評価をする人もいるわけでありまして。もちろん、そうでない評価もあるということとは、これは私どももよくわかっているわけでありまして。

その意味で、先ほど三人の方にわざわざお聞きをして同じ回答をいただいたわけでありまして、そうすると宗教法人の場合に、この税法上のいわゆる陰の隠れた補助金と言われているようなものまですら受けている公益法人、宗教法人が本当に公益のために役に立っているかどうかということは、一体我々が本当に十分判断できるかどうかという、この点について文部大臣、公益性というものを宗教法人に認めるとしたときに、これは他の公益法人と同じような公益ということで理解をしてよろしいのでしょうか。

ちょっとわかりにくい表現なのかもしれませんが、私の説は、もっともっと宗教団体の方々は、何か一朝事あったら、我々は社会の中でいわゆる補助金をいただいているんだから、隠れた補助金も、税の優遇を受けているんだから、率先してさまざまな活動の前線に立ってもらうべきだ、そういう意味での大変重要な公益性を持っているというふうに思っておるんですが、その点ほどのように考えておられますか。

国務大臣（島村宜伸君） 全く同じ考えてあります。

峰崎直樹君 わかりました。どうもありがとうございました。

その意味で、私どもは既存の宗教法人の方々に、きょうテレビで映っておりますから、法人格が与えられているということはそれだけ公益性があるんだよということを認めているわけでありますから、認めた後もちゃんとそれが実践をされていないと困るんだということをごひとも国民の皆さんも知っていただきたいと思うわけであります。

さて、ここから先は、昨日の大蔵大臣の答弁をお聞きいたしました、いわゆる宗教法人を含めた公益法人の税制のあり方についてでございます。

そこです、年度税制改正というのは今もちろん与党の中で作業をやっているわけですが、平成七年度の税制改正にたまたま私も実はその一人のメンバーとしてその決定に参加をしたわけでございます。そこで公益法人の問題について昨年十二月十五日に私どもは大変重要な確認をしているわけです。これは与党三党の確認でありますから、必ずしも政府全体のものになっているというふうに申し上げるつもりはないのでありますが、その中で、いろいろ事業内容のディスクロージャーだとか、今指摘されているようなことはもう全部実は昨年の十二月に与党三党で議論をしたわけでありますが、そこで次のように指摘しているわけでございます。

ちょっと読み上げてみますと、「税制自体の問題としても、公益法人等に対する課税の適正化を図るため、軽減税率、収益事業の範囲、金融資産収益に対する課税のあり方、収支報告の義務付け範囲の拡大等について、鋭意検討」する。この最後の、「収支報告の義務付け範囲の拡大等について」と言っているのは、これは決してある意味では大した問題ではなくて、収益事業をやっていない公益法人は実は収支報告を出さなくてもいい、こういう仕組みになっているわけなんですね。この点については、収益事業をやっていない団体だから収支報告を出さなくてもいいというふうになっていることについては問題があるんじゃないかというふうに考えているんですが、この点は大蔵省はどのようにお考えですか。

政府委員（薄井信明君） お答えいたします。

昨年の与党の税調の大綱で御指摘いただいております、私どもも幾つかの懸案事項の中の一つとして勉強を続けさせていただいている分野でございますが、御指摘のように、現在の法人税法上では、収益事業を営んでいない公益法人につきましては、例えば収益事業開始のときに届け出書が要りませんし、また収益事業を全く行っていないければ毎年の確定申告も要らないわけですから、それに伴って書類を出すことも必要ないという法制をとっております。このことから、本当は収益事業をやっていないながら無申告という形になりますと書類も出てこないという形があるのが実態でございます。

したがって、御指摘のような収支報告書制度が、収益事業を行っていない公益法人等についても出さなさいというようになれば、この面につきましては一歩また前進するか

と思っております。ただ、納税義務との関係でこれまでそういうようになっていなかったという事実がございます。

峰崎直樹君 今お聞きになっておわかりになったと思うんですが、恐らく公益法人と言われているものはもうたくさんあるわけですね。法律に別表第二とか第三とかついておりまして、きょうは皆さんにお見せをしておりますけれども、大変膨大なものがある、範囲もさまざまである。その団体で収益事業をやっていませんよというところになると、収支報告を、決算を出さなくてもよろしいということになっているわけです。

どうでしょう。これは今回の宗教法人に限ったことではないのでありますが、ぜひとも、これは課税上の問題ではなくて一般的に公益法人という、公益性というものをみずからディスクロージャーする意味でも、本当はみずからディスクロージャーということになれば決して届け出なくてもいいんですが、この点は性善説に立脚をしたいわけでありましてけれども、何が起きているのかわからないという、しかもお金の出入りというものがきちんとしていないということについて、これはやはりきちんとすべきではないかと思うんですが、この点は総理に答えていただいたらいいんでしょうか。じゃ、大蔵大臣の方からひとつよろしく願いいたします。

国務大臣（武村正義君） 御指摘の点はよく私どもも理解をさせていただかなければならないと思っております。

ただ、非常に根が深いといえますか、前段の御質問にございましたように、そもそもこの国の公益法人全体あるいは宗教法人に対する税のかかわりも、シャープ勧告の例もお引きになったように、日本は原則収益事業以外は非課税と、こういう姿勢で来ているわけです。

アメリカやドイツ等々はむしろ原則課税、その中に事前に審査をして免税という形で除外をしていく。これは大変大きな違いであります。原則課税であれば、恐らく一年間の宗教法人の収支も税務当局には申告をして、その中で説明が行われているのではないかと。加えて、アメリカなどは、今回の大和銀行事件のように大変情報開示の姿勢、ディスクロージャーの姿勢も徹底をしているかもしれませんし、自己責任原則というものもただされておりますから、そういう中でそういう課税の仕組みになっていると。

我が日本の場合は収益事業以外はもう非課税と、こういう扱いのところにも今御指摘のような一つの問題提起があるというふうに認識をいたしております。

峰崎直樹君 大変重要なこれは問題だと思いますので、法改正をすれば、これはいわゆる公益法人課税ですから法務省になるんでしょうか。

法務大臣、今の私どものやりとりを聞いておってどのように考えておられるか、もし御

意見があればお願いいたします。

国務大臣（宮澤弘君） ただいま御高見を承りました。ただ、法律、制度の改正につきましては、法制審議会その他慎重な検討も必要でございますので、ただいまの御意見はよく事務当局と今後検討をいたしてみたいと思います。

政府委員（薄井信明君） ただいま法制上の御議論がございましたが、この場で御議論いただいております、例えば公益法人等の軽減税率だとかみなし寄附金のお話と同様に今の御指摘の収支報告書の件もとらえらるとすれば、法人税の世界の措置として対応は可能かどば思います。

峰崎直樹君 法制審議会というのは、私も商法だとか民法とかいろんなものを見ていて、何年かかったらこれはできるんだろうかというので、大変遅々として進んでいないので、そこに法務大臣に答えてもらったのは失敗したなと思って、今もお話ししようと思っていたんです。そちらの方でもし本格的にやっていただけるならできる限り急いでもらいたいなと思いますが、税法上の問題であれば、これは税法の改正ということで対応できるということで我々も対処していかなくちゃいかぬなと思っているところでございます。

さて、そこから先、いよいよ今度は四つの問題について大蔵大臣、ひとつこれからお話を聞いてみたいわけです。

それは、先ほどの与党三党の昨年のまとめあるいは昨日の答弁を聞いておりまして、これから宗教法人も含む公益法人課税のあり方を見直してみたいということでございますから、そこでまず第一点、最初に聞いてみたいわけであります。

それは、いわゆるみなし寄附金の問題で、三〇%を損金に、みなし寄附金ということで考えていたものを二七%に今から二年前の年度改正でなりましたですね。細川内閣のときです。このときはなぜそのように三〇%を二七%に削減したんでしょうか。その根拠、理由を明らかにしていただきたい。

政府委員（薄井信明君） お答えいたします。

宗教法人を含めた公益法人の課税につきましては長年懸案とされてまいりました。いろんな部門があるわけでございますが、なかなか手がつけられないで来たわけでございます。政府税調の答申等でも懸案として指摘を受け続けてきたわけでございます。

〔理事松浦功君退席、委員長着席〕

そういった中で、一昨年税率あるいはみなし寄附金等々について議論を重ねていただいた結果、みなし寄附金の部分については何とか措置ができたということでございまして、その理由はいろいろあるかと思いますが、みなし寄附金につきましては、例えば協同組合等にはこの制度がございませんので、税率等と違って公益法人等のみを対象とできると

いったようなことから、結果的にここに集約されたというふうに理解しております。

峰崎直樹君 そうすると、この公益法人のみなし寄附金という問題をさらにこれを切り込むというふうに、三〇%から二七%、前回一割カットしているわけですが、これは必要があればもっと切り込んでいくべきじゃないか。私どもはそういうふうに考えているわけですが、この点は恐らく大蔵大臣は与党三党の方あるいは政府税調の方にげたを預けておられるというふうに答えられるだろうと思いますが、この点はまた我々も議論していきたいと思います。

もう一つ、二点目に移っていききたいと思うんですが、いわゆる法人税の軽減税率を適用しているわけです。現在二七%だと思えますが、その中で軽減税率を二七%にしてもう何年もたつわけでございますが、現在でも協同組合と言われているものの中で大規模な協同組合とそうでないものということで、たしかこれは十億円を超す売上高の生協については協同組合の法人税率は二七%、これを三〇%に引き上げてきたと思うわけでありまして。

そうすると、今私たちが議論をしている宗教法人も含めたかなり大規模ないわゆる法人について、現行の二七%の法人税の税率が、これは公益じゃなくていわゆる収益部門でありますから、しかも固定資産税がない中でいろいろやっているかもしれない。そういう点では大変恵まれた段階でいわゆる収益事業をやっている。これが大規模になってまいりますと、一般の営利企業を圧迫してしまうということになる危険性があるんじゃないか。

そうすると、生活協同組合でいわゆる売上高十億円を超えるものについては高い税率を適用したということになれば、このような大規模な公益法人で営利活動を営んでいるものについては、これは同じ民間の企業同士が競争しているものについてはイコールフットィングでなければ、対等な平等でなければこれはおかしいんじゃないかという議論が出てくると思うんですが、その点については大蔵省いかがでございますでしょうか。

政府委員（薄井信明君） お答えいたします。

公益法人等に適用されている軽減税率二七%をできることならばいわゆる一般の営利法人並みの三七・五にできないかということは、常々政府税調等では議論されていることではございますが、なかなか横とのバランスがありまして実現できないで来ているわけではございます。そういう意味で、一步でも前進するという発想から、先生御指摘のような方向も一つの方向かと思えます。

ただ、一点だけ申し上げておきたいのは、現在行われている協同組合に対する課税の関係でございますが、これは昭和六十三年の改正で導入されたものでございますけれども、所得十億円までは二七%という制度でございまして、十億円を超えますとその部分については三〇%にすると。ただし、これは協同組合等で物品供給事業に係る収入金額について三つの条件を付しております。

一つは物品供給事業の部分が全体の収入の五割を超えていること、それからもう一つは

組合員数が五十万人以上であること、それからもう一つは店舗の売上高が一千億円以上のものであること、これは一年間でということですが、こういう条件のもとに、事業年度ごとに先ほど申し上げた十億円を超える部分は三〇%という仕組みをとっておりまして、公益法人全体についてこれを広げていくということについてはいろいろと検討すべきことが残っているかと思えます。

峰崎直樹君 もちろん今ここですぐに結論を出そうと思わないんですが、しかしいろいろな基本的な考え方を国民の皆さん方にも聞いておいていただいた方がいいだろうと思っ

ているわけです。この問題について最後の質問をしてみたいわけですが、それは、衆議院でももちろん議論のありましたいわゆる金融資産収益に対する課税・非課税の問題であります。

この点は私どもは、例えば日本育英会だとか、あるいは年金を扱っていくための基金であるとか、こういうところにその収益に対して課税しますよと言ったら、これは大変だというのは我々もよくわかるわけでありまして。しかし、そういう基金というものの生み出す果実から出ている公益団体、公益法人と、それからそうでない団体ときちんと分けて、金融資産収益は、私たち普通の庶民というか国民は、マル優、マル特を除けば当然これは二〇%分離課税されているわけでありまして、その点はそういう形できちんと払うものは払ってもらおうというふうに考えるべきではないかと思うんですが、この点はいかがでございますでしょうか。

政府委員（薄井信明君） 金融収益課税の適正化も私どものいただいている課題の一つだと思っております、これも今後とも議論を続けていきたいと思えます。

財団、社団等の公益法人等の事業を見ても、基金を積んでその収益で本業の方を営んでいるというケースが少なくないわけでございます。典型的なものはわかりやすいんですが、何十万とある公益法人等についてそのこの区分をすることがいかにも難しいということ、つまり私どもの知らないところで積み立てた収益で生きているという公益法人等もあるわけございまして、これまでなかなかそこは難しいんじゃないかと言われてきたことではございます。ただし、再三申し上げますが、私どもの抱えている課題の一つだと承知しております。

峰崎直樹君 以上四点にわたって、総理、金融資産の課税の問題、繰り返しませんが、それをお聞きになって、これから議論を与党税調でも政府税調でも進めていくんですが、ぜひこの公益法人に対する課税を適正化していくということについての御決意というか御感想をお願いしたいと思うんです。

国務大臣（村山富市君） 御指摘がございました四点、お話もございましたように、こ

れは与党三党が検討項目として鋭意検討していただいているということについては十分承知をいたしておりますし、そういう与党三党の検討の状況あるいは政府税調の動き等々もお聞きしながら、政府としても検討に値する課題だ、これから真剣に検討して何らかの結論を見出す必要があるというふうに考えております。

峰崎直樹君 我々もしっかり国民の負託にこたえて進めていきたいと思えます。

それでは、最後の大きな質問に移らせていただきたいと思いますと思うんですが、それは宗教法人が政治活動を行うことについて、一体これをどのように考えたらいいのかということなのであります。総理、宗教法人として政治活動をやることについてきのうから議論になっておりますが、これはいわゆる公益という観点からしたら、宗教法人というのは公益性というものは持たなきゃいけないんだよ、しかもそれは先ほども、税制上あるいは憲法八十九条の規定からしたらもっと積極的に打ちさなきゃいけないんだよということを申し上げました。

その観点から、宗教法人が政治活動を行うことは、これは公益活動のうちに本当に入るんだろうか入らないんだろうか。この点ほどのお考えになっておられるのか、お聞きしたいと思います。

国務大臣（村山富市君） 宗教法人が行う政治活動が公益事業の範囲に入るかということについては、これはいろんな見解があると思えますし、定かになかなか決められない問題ではないかというふうに私は思いますが、しかし宗教法人法が認証するという手続をとるといふことは、これは信教の自由とかあるいは政教分離とかというようなものについて、宗教活動を行うための基礎的基盤をしっかりと保障していこうという意味で宗教法人法というものがつくられているわけです。

そういう意味から申し上げますと、宗教活動を行うということが宗教法人としての主たる目的ですから、したがって選挙活動、政治活動をするということを予定して出したものではないというふうに私は思っております。

峰崎直樹君 そうしますと、先ほどのまた八十九条のところへ戻ってくるんですが、非課税特典を有する公益法人等が、これは宗教法人と考えていただいてもいいんですが、宗教法人が特定の政党や政治団体や政治家に対して政治的支出を行うということは、課税除外措置によって支出された隠れた補助金というのを、公的目的ではなくて当該公益法人独自の私的目的に流用するというふうにこれは考えられるんですが、この点ほどのように考えたらいいんでしょうか、総理大臣。

国務大臣（武村正義君） もう委員は勉強なさっていると思えますが、私も最近勉強したのでありますが、アメリカやドイツの場合は、宗教団体が政治活動を行う場合には、こ

れはもういわゆる一般の宗教団体と同じ扱いをしない、非課税の対象にしないという措置をとっているようでございます。もちろんこれは、税法の中でそういう規定を置くというよりは、日本で言えば政治資金規正法のような、そちらの法律でそういう対処をしているようでございます。

こういう先進国の例が示しておりますように、宗教団体の政治活動、特に非課税措置を受けている資金が、今は日本の政治資金規正法ではこれは認められておりますから、一定の制約のもとに認められておりますが、しかし一定の論議の対象にはなるんだなという感想を持っております。

峰崎直樹君 私も先に言おうかと思ったんですが、免税システムと非課税システムとは全然違いますが、アメリカの場合には、こういう宗教団体とかそういう公益法人が政治活動をするということになるとその資格を剥奪するということまで行きかねないというふうによく指摘をされているわけでありますが、その点は、恐らくこれは単に宗教法人だけじゃなくて、それ以外の公益法人全体に絡む問題だろうと思うのであります。

そこで、ちょっと自治省の方にお聞きしようと思っっているわけですが、政治資金規正法による寄附と言われているものがあるわけでありますが、その場合に、いわゆるこういう公益法人と言われているものは、政治団体、とりわけ政党に対しては、政治資金団体についてはどのぐらい、それから資金管理団体に対してはどの程度、これは制限があると思うのであります、その点ほどのようになっているのでありましようか。

政府委員(谷合靖夫君) 宗教法人が政治活動に関する寄附をする場合におきましても、会社あるいは労働組合以外のその他の団体といたしまして政党、政治資金団体に対するものにつきましては、その団体の前年における年間の経費によって定まっておりますいわゆる年間の限度額、七百五十万円から一億円まででございますが、その範囲内において寄附をすることができますし、また資金管理団体に対するものにつきましては、同じく前年における年間の経費によって定まる年間の限度額、これは政党等に対するものの二分の一でございますが、三百七十五万円から五千万円の範囲内で、一つの資金管理団体に対しては年間五十万円以内という制限の範囲内においてそれぞれ寄附をすることができる、かようになっております。

峰崎直樹君 今のは、もちろん会社もそうでありますね、いわゆる営利法人もそうですね、それから労働組合ももちろんそうです。それからいわゆる公益法人もそうだという意味で、そうすると、一つの公益法人は一年間に政党あるいは政治資金団体に寄附をすれば一億円が上限だというふうに理解をしてよろしいわけですね。

そうすると、このいわゆる公益法人などの中に含まれているものの中には随分いろんな団体が入っているというふうに聞いているんです。これはもし私の勘違いだったら教えて

いただきたいんですが、例えば自由民主党に、自由民主党との間にといいいでしょ
うか、国民政治協会というのがございますね。これは団体の性格からしたら河団体になる
んでしょうか。

政府委員（谷合靖夫君） 自由民主党から指定をされております政治資金団体になって
おります。

峰崎直樹君 自由民主党の政治資金団体ということになっているわけですか。

そうすると、かつて国民政治協会というのはたしか民社党があったころに民社党にも献
金されたと。だから、私自身は自民党だけじゃないというふうに思っていたんですが、た
またま私の頭にあるのがそれしかなかったから言っているんですが、そういう政治資金を
ある意味ではこの団体に寄贈して、そこから政党へという、かつて経団連等がそういう団
体をつくって、それから寄附をするという方法があったように思うんですが、その団体も
いわゆる自由民主党とかほかの政党が指定した、先ほど言った政治資金団体ということに
なるんでしょうか。

政府委員（谷合靖夫君） これは、政党のために政治資金を集めて拠出をするという形
で指定をすることができることに政治資金規正法上なっておりますので、そうした形で指
定をされているということでございます。

峰崎直樹君 私の誤解であったようでございます。

各党がそれぞれ政治資金団体を持っていますから、それに対する理解ということで、ち
よっと私は昔の国民政治協会とかそういったものがこの規定によってどうなったかなとい
うことを実は聞きたかったわけでありまして。その点は大変氷解をしまして、誤解を招いた
ことはおわびを申し上げたいと思うんです。

しかし、いずれにせよ、宗教法人を含んだ公益法人がいわゆる本体も含んで非課税だと。
それから、衆議院でももう私どもの同僚がやったように、二七%のいわゆる収益に対する
課税を入れて、そしてそれがみなし寄附金で、実質上の収益事業の法人税率は一九・九一%
というふうに低くなっている。

それだけ非常に優遇された団体そのものが政党に対する政治的支援をするということに
ついて、特にこれは私は、宗教法人の場合にはディスクロージャーというものが従来なか
ただけに、この点についてはほかの政治資金との関係も含めて余り同等の競争をなさ
ておらなかったんじゃないかと思うんですが、この点は宗教法人を担当されている文部大
臣、どのようにお考えでしょうか。

国務大臣（島村宜伸君） 宗教法人に対するお布施等の寄附の場合、憲法の保障する信

教の自由の一内容として、信仰を告白し、あるいは告白しない自由が含まれると解されることとの関係で、宗教法人に対する寄附者の氏名を公表することには慎重な配慮が必要と考えております。

峰崎直樹君 もう時間も参りましたから、最後に総理から率直に、この宗教法人法の改正に伴って、我々がいわゆる税法の世界から見たときに一番よく問題になるのが宗教法人であっただけに、特に税という公平性が何よりも要求される問題できょうは質問させていただいたわけですが、最後に総括的に、そういった公平性というものに遺漏がないような努力といたしますか、その点についての御決意を聞いて、私の質問を終わりたいと思います。

国務大臣（村山富市君） 主として二つの問題点が指摘をされたと思うんです。

一つは、今お話がございましたように、課税の公平を期すために、そうした宗教団体を含む公益法人等に対する課税のあり方について、軽減税率やみなし寄附の扱いあるいはまた資産、収益に対する課税等々については検討する必要があるのではないかとということについては、私は傾聴に値する議論だというふうに承りました。これからもそうしたことについては真剣に取り組んでいく必要がある。

それからもう一つは、公益法人はそういう税制上の恩典等も受けているわけですから、そういうものが政治献金をしたりなんかすることについては問題があるのではないかと、こういう意味の御指摘だと思いますけれども、そういう議論があるということも私も承知をいたしておりますから、そういう点も含めてさらに勉強もさせていただきたいというふうに思います。

峰崎直樹君 ありがとうございました。

終わります。（拍手）